

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

本県では、豊かで活力のある社会を築いていくため、男女が互いにその人権を尊重しつつ、ともに責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指しています。

平成13年3月に、男女共同参画社会基本法に基づく初めての法定計画である「千葉県男女共同参画計画」を策定、平成28年3月には現行計画である「第4次千葉県男女共同参画計画」を策定し、様々な施策を総合的かつ計画的に推進してまいりました。

第4次男女共同参画計画では、ワーク・ライフ・バランス^{*1}の普及促進や子育て介護への支援等に重点的に取り組み、働く女性は増加したものの、M字カーブ^{*2}の傾向は依然として見られます。

また、令和元年度に実施した「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」（以下、「令和元年度県民意識調査」という。）では、県内の女性の約3人に1人、男性の約4人に1人が配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス^{*3}以下、「DV」という。）を受けたことがあると回答しています。令和元年度の県及び市町村におけるDVに関する相談件数は14,526件で、平成26年度の15,187件と比べると減少していますが、未だ高い水準で推移しています。

令和元年には、県内で、家庭内での児童虐待、特に「しつけと称する体罰^{*4}」による痛ましい死亡事件等が発生しました。配偶者等からの暴力や性犯罪・性被害は女性に対する人権侵害であり、絶対許されないこととして、各関係機関が連携して強力に取り組む必要があります。DVについては児童虐待との関連が深く、対応に当たっては、関係機関が連携することが重要であり、児童虐待の中でも、「しつけと称する体罰」について、より重点的に取り組む必要があります。

災害については、これまでも、「男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の促進」を掲げ、その基盤づくりに取り組んでまいりましたが、令和2年度に修正した県の地域防災計画において、防災・復興における男女共同参画の促進を明記したところです。今後とも、「安心安全に暮らせる社会づくり」を基本目標として、国や市町村・男女共同参画センターとも連携し、取組を進めることが重要です。

第4次計画の策定から5年が経過し、この間、少子高齢化の進展に伴う生産年齢人口の減少や社会・経済情勢の急速な変化、令和元年房総半島台風や集中豪雨等の頻発する大規模災害、新型コロナウイルス感染症の世界規模での感染拡大などにより、男女共同参画を取り巻く状況は大きく変化しています。

他方、国際情勢に目を転じると、平成27年9月、国連で「持続可能な開発目標のための2030アジェンダ」が採択され、この中で、「誰一人

取り残さない」社会を目指すSDGs（持続可能な開発目標）が掲げられました。SDGsは17のゴールと169のターゲットから構成されていますが、ゴール5の中に、「あらゆる意思決定においての女性の参画及び平等なリーダーシップの機会の確保」及び「女性及び女児に対する差別の撤廃や暴力の排除」といった内容が盛り込まれました。

こうした中、国が令和2年12月に策定した第5次男女共同参画基本計画では、SDGsの達成のためには、男女共同参画・女性活躍が分野横断的な価値として不可欠であり、あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を常に確保し施策に反映することが必要とされています。

本県では、こうした国の計画を勘案しつつ、これまでの取組の課題を踏まえ、さらに、新たな課題や社会状況の変化に対応するため、第5次千葉県男女共同参画計画を策定することとしました。本計画は、SDGsの考え方を踏まえ、取組を加速していくものです。

<SDGsとは>

「SDGs」とは、「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals)のことで、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された平成28年から令和12年(2030年)までの国際目標である。

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人取り残さない (leave no one behind) ことを誓っている。

国のSDGs推進本部が令和元年に決定した「SDGs実施指針改定版」では、地方自治体の様々な計画にSDGsの要素を反映すること等が期待されている。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



資料：国連が作成したSDGsロゴ

※1 ワーク・ライフ・バランス

「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

仕事と生活の調和が実現した社会とは、一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会とされ、企業にとっては、ワーク・ライフ・バランスを推進することにより、従業員の満足度の向上や優秀な人材の確保につながり、生産性や業績を上げる効果があるといわれる。

※2 M字カーブ

日本の女性の労働力人口比率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になる。M字を描く原因は、出産・子育て期に離職する女性が多いことにある。国際的にみると、台形型に近づいている国が多い。

※3 ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者・パートナーの関係にある、又はあった者から振るわれる暴力をいい、身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的等あらゆる形の暴力が含まれる。

※4 しつけと称する体罰

親などによる体罰の禁止を盛り込んだ改正児童虐待防止法及び改正児童福祉法が、令和元年4月に施行された。法律に体罰禁止が明記された。

2 計画の位置付け

- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条に基づく法定計画であり、本県における男女共同参画社会の形成を促進するための基本となる計画です。

また、この計画では、女性の職業生活における活躍を進めるための取組を盛り込んでいるため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく本県における推進計画としても位置付けます。

※推進計画の該当部分

・第2章及び第3章 基本的な課題 1、2、3、8、9 ・第4章

- (2) この計画は、千葉県総合計画や本県の関連諸計画との整合性を図りながら、本県における男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画です。

3 計画の期間

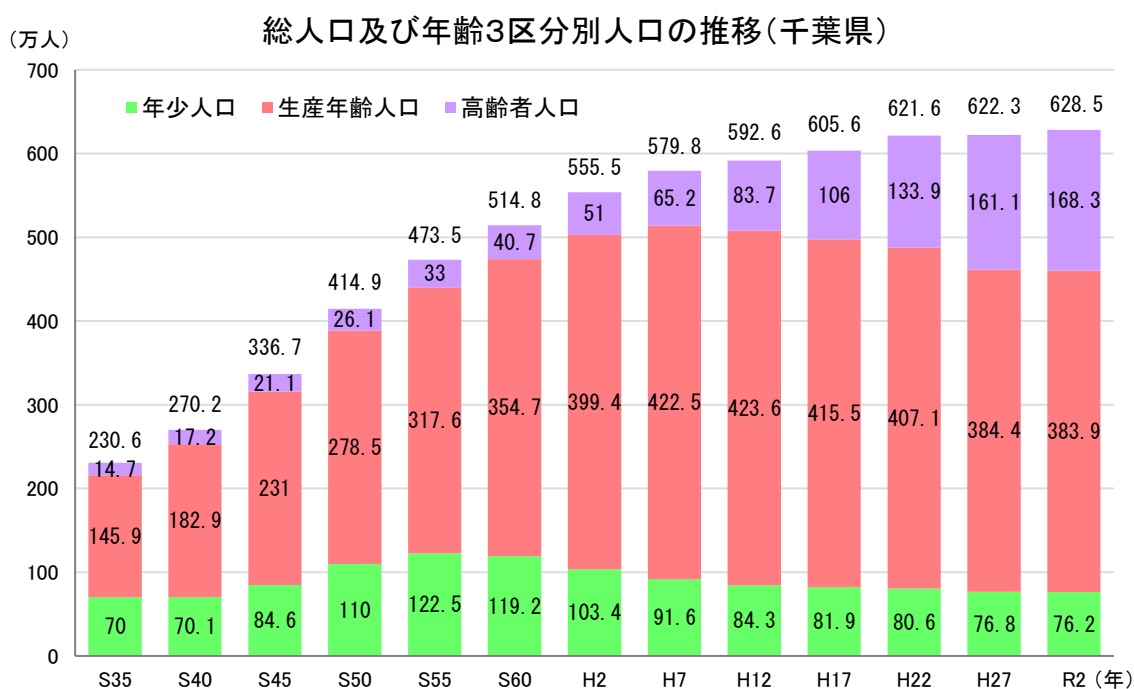
この計画は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とします。

4 男女共同参画を取り巻く千葉県の状況

(1) 総人口の推移

本県の総人口は、昭和45年から令和2年の50年間で約2倍に増加しており、令和2年時点においてもゆるやかに増加しています。生産年齢人口（15歳～64歳までの人口）については、平成12年まで増加傾向にありましたが、その後減少傾向に転じています。年少人口（0歳～14歳までの人口）については、1970年代の第二次ベビーブームの影響等により昭和55年まで急増したものの、その後減少傾向に転じ、平成17年以降は高齢者人口（65歳以上の人口）を下回っています。一方、高齢者人口については、生産年齢人口が順次老年期に入り、また、平均寿命が延びたことから、一貫して増加を続けています。

このように、総人口が増加傾向にある中、生産年齢人口及び年少人口は減少傾向にあるなど、年齢3区分別の人口構成は大きく変化してきています。



資料：総務省「国勢調査」。令和2年は「千葉県毎月常住人口調査」（6月1日現在）の人口を「千葉県年齢別・町丁字別人口」（平成31年4月1日現在）の年齢別人口比率を用いて按分し算出。

(2) 少子高齢化の進展、労働力人口の減少

本県においては、地方創生に係る「第2期千葉県地方創生総合戦略」を策定し、複数の将来人口の試算結果を示しています。

いずれの試算結果においても、将来人口は、令和2年と令和42年（2060年）を比較すると減少する見込みであり、また、年齢区分別にみると、高齢者人口が増加となる一方で、生産年齢人口は減少となるなど、人口構造が大きく変化することを示しています。

＜試算条件＞

※内閣府地方創生推進室「地方人口ビジョンの策定のための手引き（令和元年 12 月版）」参照（令和元年 12 月 20 日付閣副第 769 号・府地創第 118 号、内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部事務局地方創生総括官及び内閣府地方創生推進室長 通知）

【将来人口推計】

国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）では、主に平成 22 年から平成 27 年の人口の動向を基本とし、移動率は現在の傾向が続くと仮定して人口を推計しているが、本県の当該期間における人口の動向は 2011 年に発生した東日本大震災の影響を大きく受けていることから、推計に当たっては、平成 27 年から令和 2 年の動向も踏まえた上で、社人研の推計方法に準拠し、内閣府提供資料を用いて令和 42 年まで試算。

【シミュレーション①】

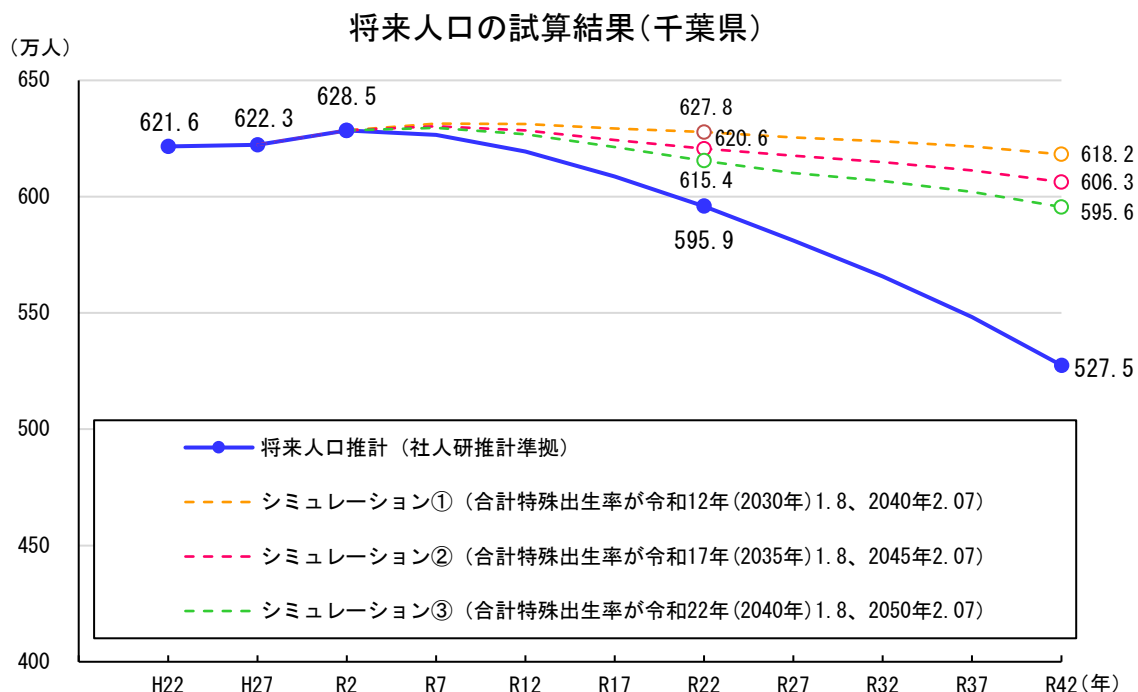
合計特殊出生率が令和 12 年(2030 年)に 1.8、令和 22 年(2040 年)に 2.07 まで上昇した場合（国のシミュレーションを準用）。

【シミュレーション②】

合計特殊出生率が令和 17 年(2035 年)に 1.8、令和 27 年(2045 年)に 2.07 まで上昇した場合（国のシミュレーションを準用）。

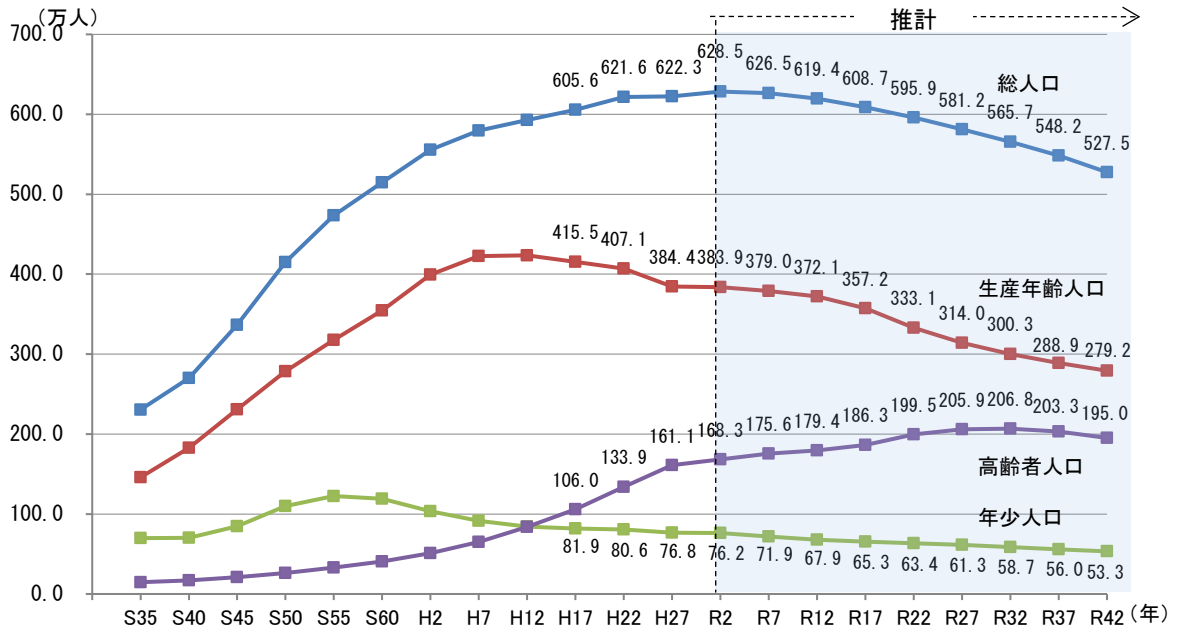
【シミュレーション③】

合計特殊出生率が令和 22 年(2040 年)に 1.8、令和 32 年(2050 年)に 2.07 まで上昇した場合（国のシミュレーションを準用）。



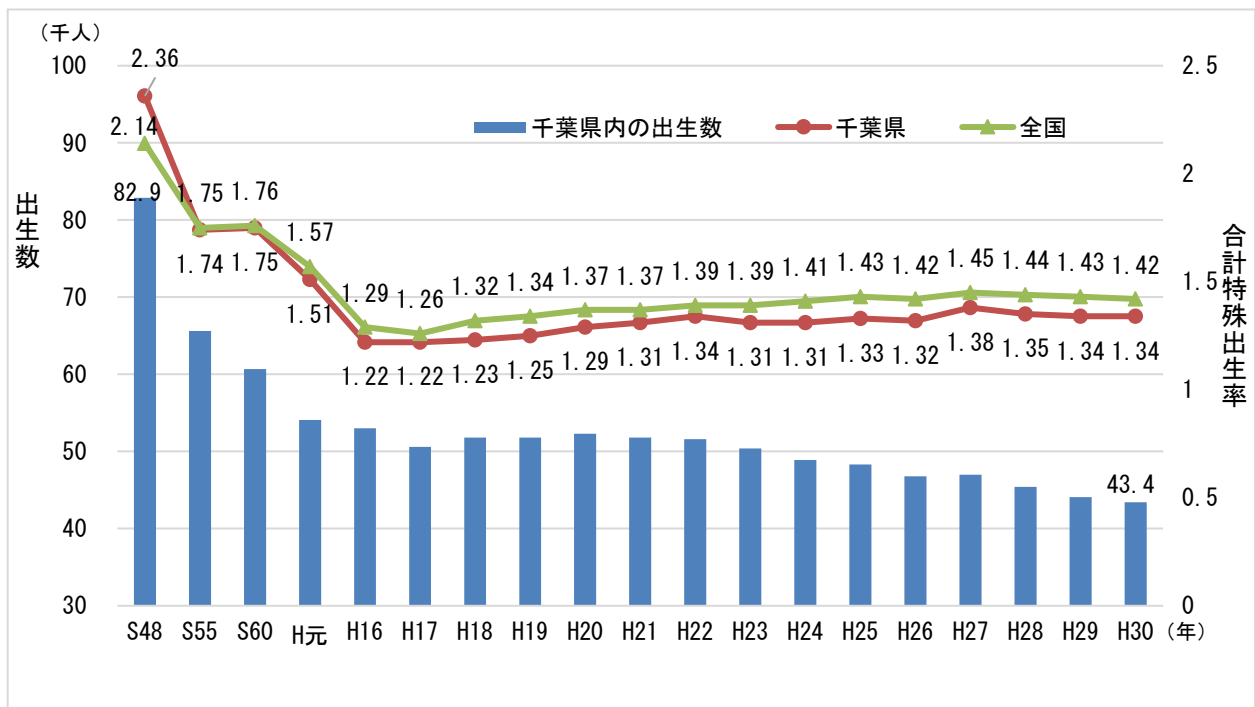
資料：平成 22 年及び平成 27 年は総務省「国勢調査」。令和 2 年は「千葉県毎月常住人口調査」（6 月 1 日現在）。令和 22 年(2040 年)及び令和 42 年(2060 年)の将来人口推計及び各年のシミュレーション結果は、社人研の推計方法に準拠し、令和 2 年までの人口の動向を踏まえ、内閣府提供資料を用いて試算。

総人口及び年齢3区分別人口の推移(千葉県)



資料：昭和35年～平成27年は総務省「国勢調査」。令和2年は「千葉県毎月常住人口調査」（6月1日現在）の人口を「千葉県年齢別・町丁字別人口」（平成31年4月1日現在）の年齢別人口比率を用いて按分し算出。令和7年～42年（2025～2060年）は、社人研の推計方法に準拠し、令和2年までの人口の動向を踏まえ、内閣府提供資料を用いて試算。（端数処理の関係で、3区分の和が、総人口に一致しないことがある。）

出生数と合計特殊出生率の推移(千葉県・全国)

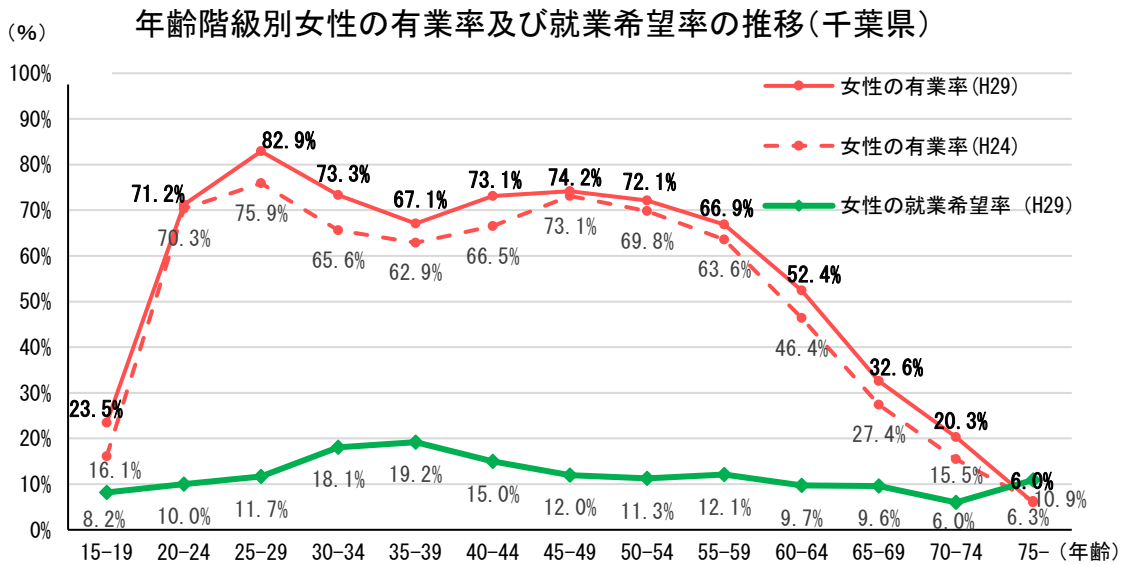


資料：厚生労働省「人口動態統計」

(3) 男女の労働の状況

有業率を性別・年代別に見ると、男性については、平成29年は40～44歳の94.1%をピークに、30～59歳の全年齢階級において90%を超えています。

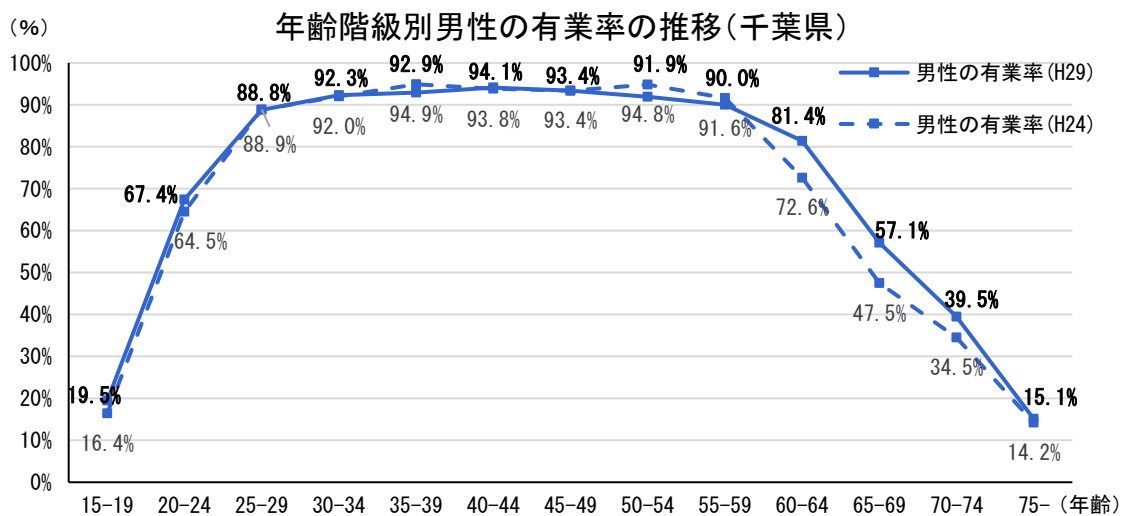
他方、女性については、平成29年と平成24年を比較すると、全体を通じて平成29年が平成24年を上回っており、特に、20歳代後半が大きく上昇してその差が広がった結果、いわゆる「M字カーブ」と言われている20歳代後半のピークとM字のボトムである30歳代後半の有業率の差は、平成24年の13.0%と比べると平成29年の方が15.8%と広がっています。



資料：総務省「就業構造基本調査」(平成29年10月1日現在)

注1：年齢階級別就業希望率＝無職者のうち何か収入になる仕事をしたいと思っている者(年齢階級別)/総人口(年齢階級別)

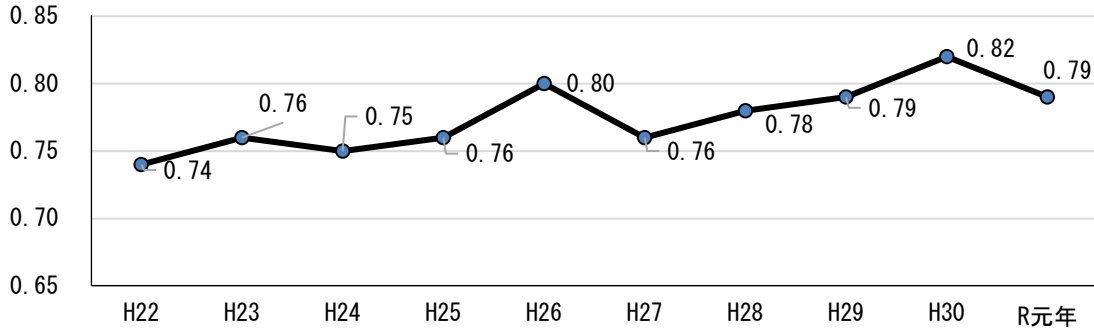
注2：有業率＝有業者数/15歳以上人口×100



資料：総務省「就業構造基本調査」(平成29年10月1日現在)

令和元年の女性一般労働者の給与水準は男性一般労働者の0.79と低く、賃金格差は解消されていません。

女性一般労働者の1時間あたり平均所定内給与格差の推移(千葉県)



資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

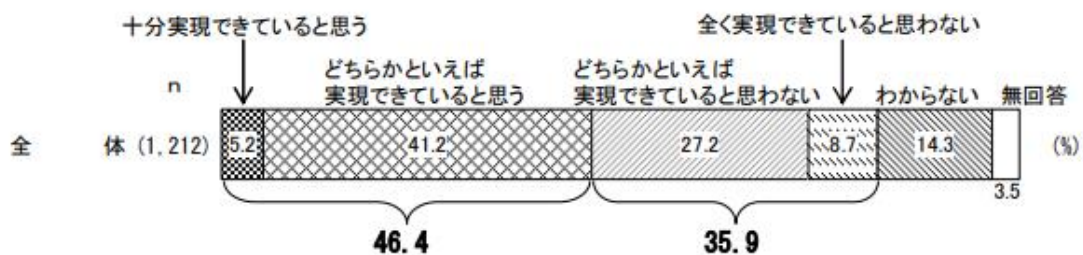
注1：一般労働者とは、短時間勤務者以外の者をいう。

注2：男性一般労働者の1時間あたり平均所定内給与額を1として、女性一般労働者の1時間あたり平均所定内給与額の水準を算出したもの。

(4) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)をめぐる現状

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現度を調査したところ、「十分実現できていると思う」（5.2%）と「どちらかといえば実現できていると思う」（41.2%）を合わせた『実現できている（計）』が46.4%となっています。一方、「どちらかといえば実現できているとは思わない」（27.2%）と「全く実現できているとは思わない」（8.7%）を合わせた『実現できていない（計）』が35.9%という回答結果でした。

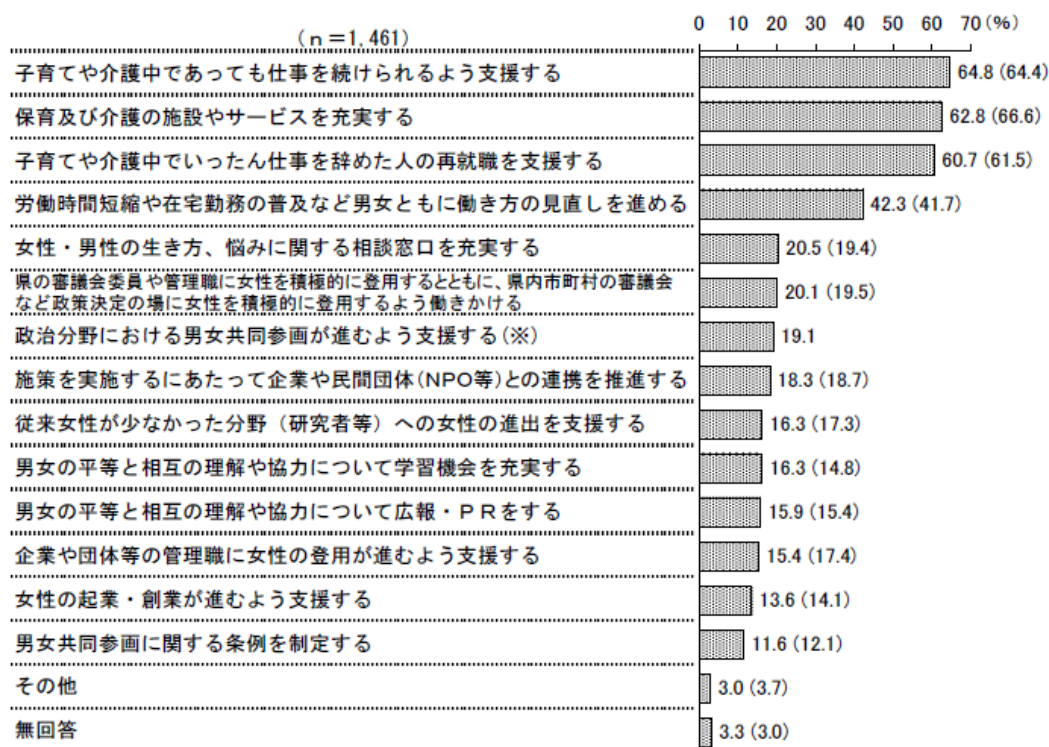
ワーク・ライフ・バランスの実現度(千葉県)



資料：千葉県「第57回県政に関する世論調査」（平成30年）

男女共同参画社会を実現するための行政の取組について聞いたところ、男女ともに、「子育てや介護中であっても仕事を続けられるよう支援する」「子育てや介護中でいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する」といった仕事と生活の両立に関する施策が上位を占めています。

男女共同参画社会を実現するための行政の取組(千葉県)



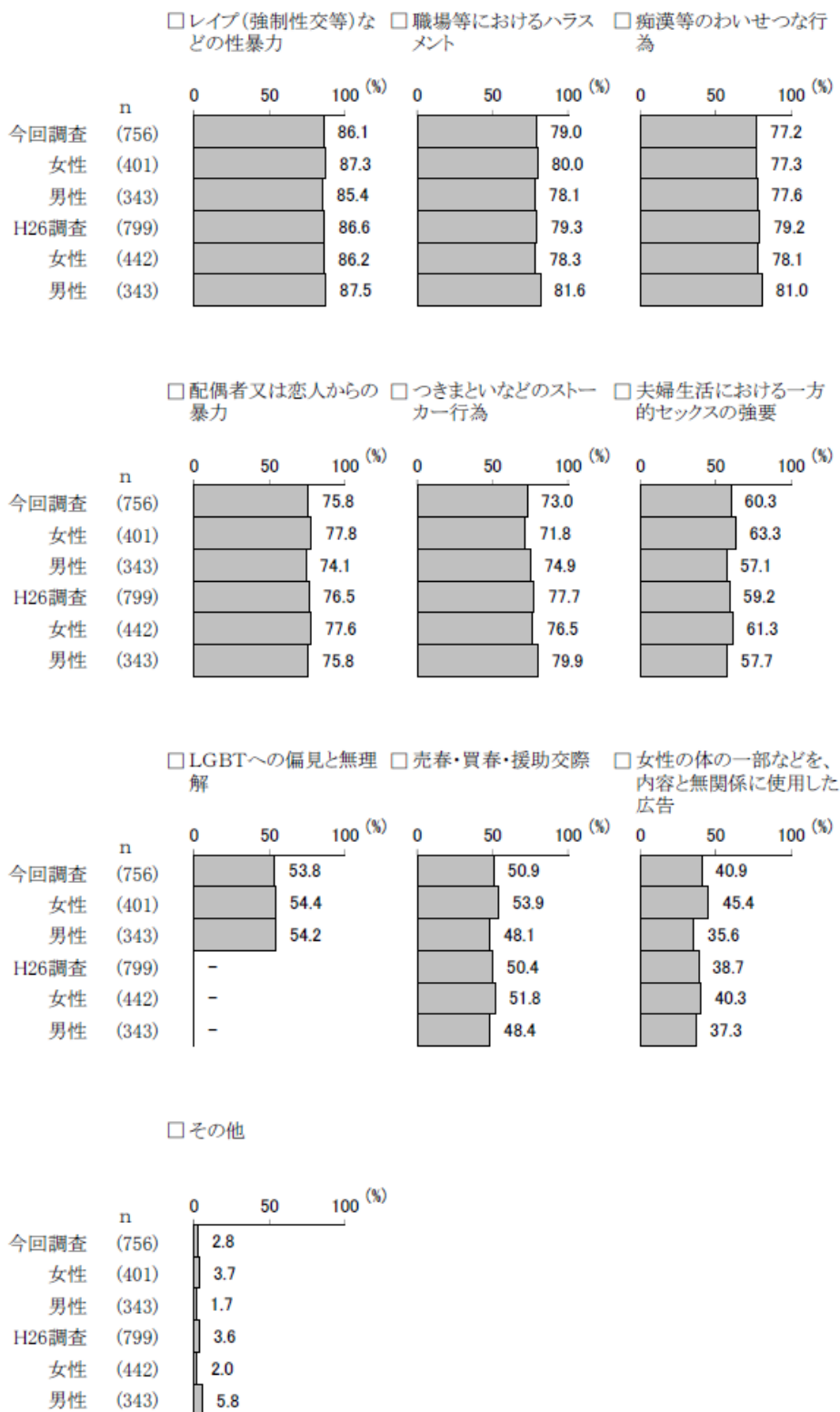
資料：千葉県「第58回県政に関する世論調査」(令和元年)

(5) 人権侵害についての意識

「人権が侵害されていると感じること」については、「レイプ(強制性交等)などの性暴力」が全体で86.1%(女性87.3%、男性85.4%)と最も多く、続いて「職場等におけるセクシュアルハラスメント」が全体で79.0%(女性80.0%、男性78.1%)となっています。

令和元年から新規で調査した項目「LGBTへの偏見と無理解」については、全体で53.8%(女性54.4%、男性54.2%)という結果でした。

人権が侵害されていると感じること(千葉県)



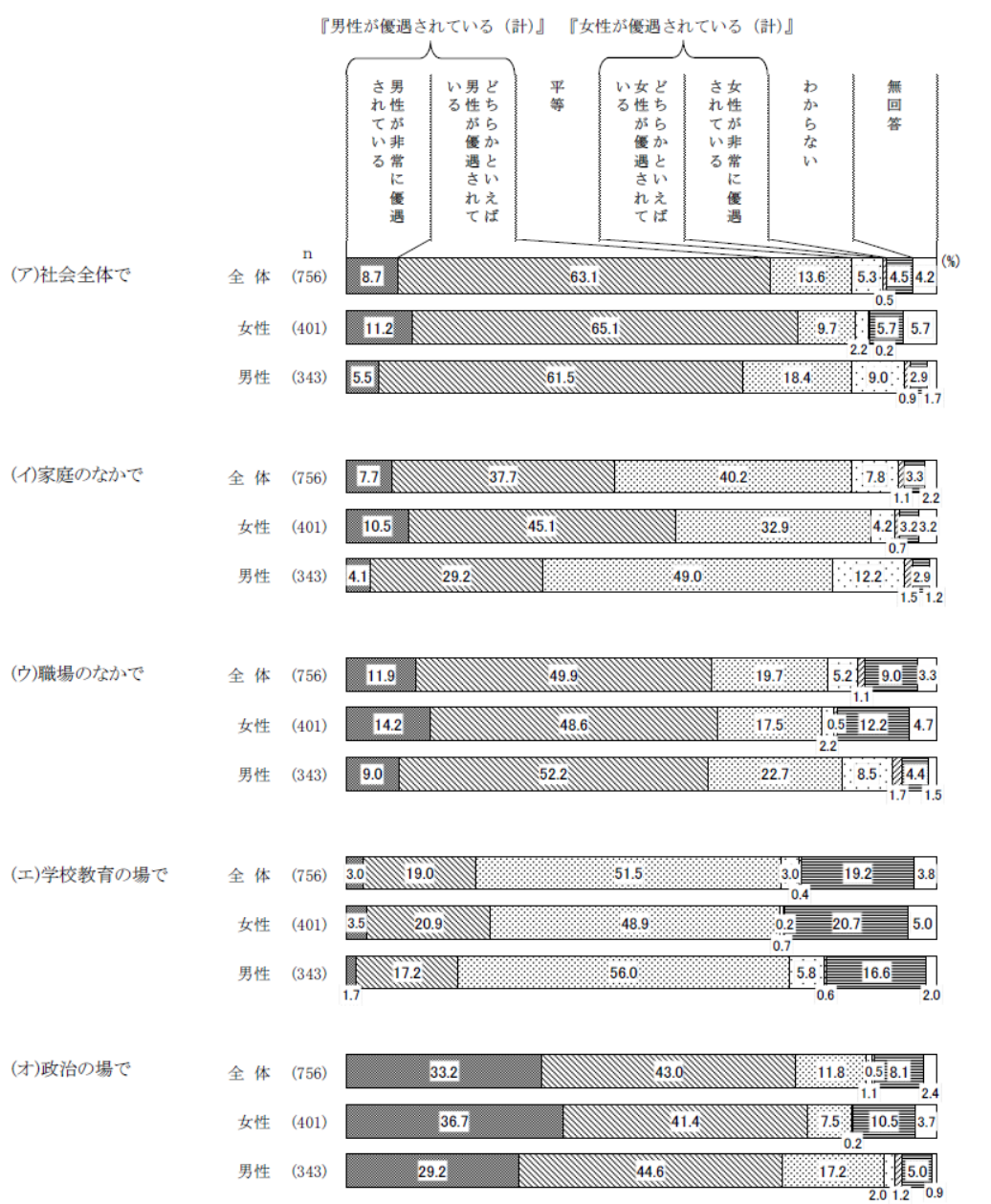
資料：千葉県「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」(令和元年)

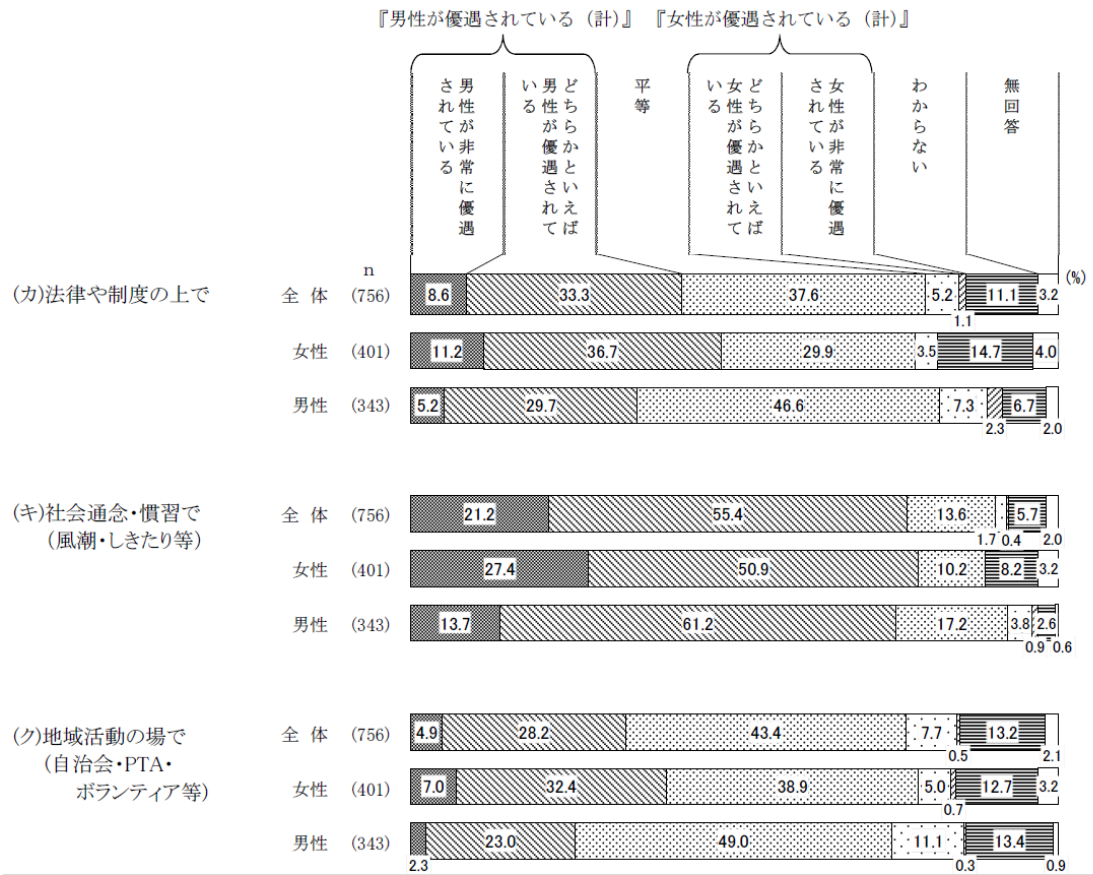
(6) 男女の平等意識

男女平等意識について聞いたところ、どの分野においても、『男性が優遇されている(計)』が『女性が優遇されている(計)』を上回っています。特に、『男性が優遇されている(計)』分野は、“(キ)社会通念・慣習で(風潮・しきたり等)”が最も高く、次いで“(オ)政治の場で”、“(ウ)職場のなかで”の順となっています。

「平等」と思う分野は、“(エ)学校教育の場で”が最も高く、次いで“(ク)地域活動の場で(自治会・PTA・ボランティア等)”、“(イ)家庭のなかで”の順に高く、“(オ)政治の場で”が最も低い状況です。

社会の様々な分野における男女の平等意識(千葉県)





資料：千葉県「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」(令和元年)